

福岡市黄砂影響検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 福岡市における黄砂の市民生活及び健康被害を未然に防止するため必要な事項を検討することを目的に、福岡市黄砂影響検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 福岡市における黄砂の飛来状況に関する事項
- (2) 黄砂飛来時の健康影響に関する事項
- (3) 市民生活及び健康影響に対する「評価基準」及び「行動指針」に関する事項
- (3) 黄砂飛来時の情報提供方法に関する事項
- (4) その他、黄砂対策に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員で組織する。

- 2 委員は、学識経験者及びその他第1条の目的達成のために必要な知識、経験を有すると認められる者から、市長が任命する。
- 3 委員長は、委員の互選によって定める。
- 4 副委員長は、委員長が指名する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のある時は、その職務を代行する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその会議の議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の会議への出席を求め、説明または意見を聞くことができる。

(委員会、資料の公開)

第6条 委員会の会議及び資料は公開とする。ただし、その会議における審議の内容が、福岡市情報公開条例第7条第1号から第6号に規定する非公表情報に該当する事項に関するものであるとき、又は紛争処理等に係るものであって、会議及び資料を公開することにより、当該会議の適正な運営に著しい支障が生じると認められるときは非公開とする。

(議事録)

第7条 委員会の事務局は議事録を作成する。ただし、特別の事情により議事録を作成しなかった場合はその理由を明らかにする。

- 2 議事録は、会議に出席した委員の承認を得て確定する。
- 3 委員会の報告書、議事録等はこれを公表する。ただし、福岡市情報公開条例第7

条第1号から第6号に規定する非公表情報に該当する事項に関するものであるときはこの限りでない。

4 委員会の報告書、議事録等を公表しないときは、その理由を明らかにする。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、福岡市環境局環境政策部環境保全課において行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。